

・営繕関係事業

1. 平成19年度営繕関係事業の基本方針

平成19年度は、「安全」「活力・地域」「暮らし」「環境」「既存ストックの有効活用」を官庁施設整備における重点施策の柱と位置づけ、以下の事業を推進します。

「安全」

- ・「東海地震、東南海・南海地震」などの大規模地震に備え、官庁施設の防災拠点としての総合的な防災機能を確保した防災拠点施設の整備や既存官庁施設の耐震改修を推進します。

「活力・地域」

- ・地方自治体の都市整備事業や民間の施設整備と連携し、魅力とにぎわいのある都市の拠点となるシビックコア地区の形成に資するため、中核施設となる官庁施設の整備を推進します。

「暮らし」

- ・新たに整備する官庁施設では、高齢者、障害者はもとよりすべての人が円滑に施設を利用できるよう、出入り口扉や誘導ブロック、多目的便所、サイン計画などについてユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。
- ・既存官庁施設では、バリアフリー化が遅れている低層庁舎について、窓口官署の入居する一定規模以上のものへのエレベーターの設置を推進します。

「環境」

- ・新たに整備する官庁施設について、地球温暖化対策推進大綱に基づき、総合的な環境負荷低減技術を活用した環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）の整備を推進します。
- ・既存官庁施設についても、太陽光発電、照明の昼光制御、送風量可変制御、屋上緑化など、環境負荷低減技術を付加する事により、CO₂排出量の削減など環境に与える影響を軽減するための改修（グリーン改修）を推進します。

「既存ストックの有効活用」

- ・急激な老朽化が見込まれる既存官庁施設について、必要な改修工事を実施し長寿命化やストックの有効活用を推進します。